



[NEWS RELEASE]

2022年5月24日

各 位

会社名	昭和鉄工株式会社
代表者名	代表取締役社長 日野 宏昭 (コード番号 5953 福証)
問合せ先	取締役上級執行役員 尾島 孝則 (TEL 092-933-6391)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、下記のとおり2022年6月28日開催予定の第100回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款一部変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 変更案第16条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第16条（電子提供措置等）第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u></p> <p><u>定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずる。</u></p>

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
	<p><u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日

2022年6月28日（予定）

定款一部変更の効力発生日

2022年6月28日（予定）

以上